



平成 2 8 年 第 3 回
本別町議会臨時会会議録

自 平成 2 8 年 8 月 1 0 日
至 平成 2 8 年 8 月 1 0 日

本 別 町 議 会

平成28年本別町議会第3回臨時会会議録

平成28年8月10日(水曜日) 午前10時00分開会

議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | (産業厚生常任委員会委員長報告)
陳情第1号 西仙美里自治会内12号線道路の拡幅、道路
基盤整備、歩道及び道路側溝付随工事付きにて舗装を求め
る陳情 |
| 日程第 5 | | 常任委員の選任 1 |
| 日程第 6 | | 常任委員の選任 2 |
| 日程第 7 | | 議会運営委員の選任 |
| 日程第 8 | | 諸般の報告 |
| 日程第 9 | 議案第53号 | 平成28年度本別町一般会計補正予算(第7回)について |
| 日程第10 | 議案第54号 | 町道下美蘭別道路銀栄橋橋梁架換工事請負契約について |
| 日程第11 | 議案第55号 | 本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契
約について |
| 日程第12 | 議案第56号 | 北海道市町村総合事務組合理約の変更について |
| 日程第13 | 議案第57号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につい
て |
| 日程第14 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書) |
| 日程第15 | | 議員派遣の件 |

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | (産業厚生常任委員会委員長報告)
陳情第1号 西仙美里自治会内12号線道路の拡幅、道路
基盤整備、歩道及び道路側溝付随工事付きにて舗装を求め
る陳情 |
| 日程第 5 | | 常任委員の選任 1 |

追加日程第 1		議長の常任委員辞任の件
日程第 6		常任委員の選任 2
日程第 7		議会運営委員の選任
日程第 8		諸般の報告
日程第 9	議案第 5 3 号	平成 2 8 年度本別町一般会計補正予算（第 7 回）について
日程第 1 0	議案第 5 4 号	町道下美蘭別道路銀栄橋橋梁架換工事請負契約について
日程第 1 1	議案第 5 5 号	本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第 1 工区請負契約について
日程第 1 2	議案第 5 6 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 1 3	議案第 5 7 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 1 4		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第 1 5		議員派遣の件

出席議員（12名）

議長	1 2 番	方 川 一 郎 君	副議長	1 1 番	林 武 君
	1 番	矢 部 隆 之 君		2 番	藤 田 直 美 君
	3 番	篠 原 義 彦 君		4 番	大 住 啓 一 君
	5 番	山 西 二 三 夫 君		6 番	黒 山 久 男 君
	7 番	小 笠 原 良 美 君		8 番	方 川 英 一 君
	9 番	高 橋 利 勝 君		1 0 番	阿 保 静 夫 君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	毛 利 俊 夫 君	総 務 課 長	大和田 収 君
農 林 課 長	菊 地 敦 君	保 健 福 祉 課 長	村 本 信 幸 君
子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次 君	建 設 水 道 課 長	大 槻 康 有 君
総 務 課 長 補 佐	三 品 正 哉 君	教 育 長	中 野 博 文 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	鷲 巢 正 樹 君	総 務 担 当 副 主 査	塚 谷 直 人 君
総 務 担 当 主 事	弓 削 仁 美 君		

開会宣告（午前10時00分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成28年第3回本別町議会臨時会を開会します。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、小笠原良美君、黒山久男君、及び矢部隆之君を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 報告いたします。

平成28年6月16日、第2回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会運営に関する事項。まず会期について申し上げます。

本臨時会の会期は、本日8月10日の1日間とするよう予定をいたしました。

次に、委員会構成の取り扱いについて申し上げます。

改選期を迎えました、総務、産業厚生、広報広聴常任委員、議会運営委員について、本日、その選任の取り扱いを予定いたしました。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第3 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第4 陳情第1号

議長（方川一郎君） 日程第4 陳情第1号西仙美里自治会内12号線道路の拡幅、道路基盤整備、歩道及び道路側溝付随工事付きにて舗装を求める陳情についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長方川英一君、御登壇ください。

産業厚生常任委員長（方川英一君）〔登壇〕 報告いたします。

陳情審査結果報告書。

平成28年6月7日第2回定例会において審査付託を受けた下記事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告いたします。

6月7日の本会議において本委員会に付託されました陳情第1号西仙美里自治会内12号線道路の拡幅、道路基盤整備、歩道及び道路側溝付随工事付きにて舗装を求める陳情について、委員会審査結果の概要を御報告いたします。

陳情の趣旨は、町が管理している町道西仙美里12号線道路について、繁忙期、相当の交通量で、道路は常にそろばん状態になっている。また、住民の方々が散歩に利用する頻度が高いことから、道路の拡幅、歩道及び舗装を求める陳情であります。

陳情者の住所及び氏名ですが、本別町西仙美里自治会会長、〇〇〇さん。

本委員会は、6月7日、6月29日そして7月22日の計3日間の委員会を開催し、審議をまいりました。

また、現地調査は6月7日、6月21日、6月24日、7月7日の計4日間実施しており、その調査結果は、お手元に配布されております別紙1に記載されております。当委員会としては、現地調査をもとに、陳情文書の内容から検証する項目を5項目にしぼり、検証した結果が7番、陳情文書内容の検証結果として記載されているとおりであります。

5番、審査結果は委員会として、不採択といたしました。

不採択とする委員の意見として、裏面になりますが、道路の状態については、検証結果の のとおり、車両及び通行人に支障があるような場所はありませんでした。未舗装道路の補修等については、町建設水道課により道路の整地、また、必要に応じて砂利の敷設作業など、通行に支障がないよう努めています。

車両及び通行人について、検証結果 のとおり、車両及び通行人の確認はできませんでした。

以上の検証結果を経て採決の結果、産業厚生常任委員会は、少数意見の留保もなく、全会一致でこの陳情を不採択とすべきものと決しました。

以上申し上げまして、陳情第1号に関する審査報告とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（方川一郎君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、陳情第1号西仙美里自治会内12号線道路の拡幅、道路基盤整備、歩道及び道路側溝付随工事付きにて舗装を求める陳情について採決します。

この採決は起立によって行ないます。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。

陳情第1号西仙美里自治会内12号線道路の拡幅、道路基盤整備、歩道及び道路側溝付随工事付きにて舗装を求める陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

賛成、採択とする起立者0人、反対、不採択とする者11人。よって、起立少数です。お座りください。

したがって、陳情第1号西仙美里自治会内12号線道路の拡幅、道路基盤整備、歩道及び道路側溝付随工事付きにて舗装を求める陳情は、全会一致で不採択とすることに決定されました。

日程第5

議長(方川一郎君) 日程第5 常任委員の選任1を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、総務常任委員に、阿保静夫君、林武君、黒山久男君、大住啓一君、篠原義彦君、藤田直美君。

産業厚生常任委員に、高橋利勝君、方川英一君、小笠原良美君、山西二三夫、矢部隆之君、私、方川一郎。以上のおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

私から発言いたしますので、林副議長と交代をしたいと思います。

暫時休憩します。

休憩宣告(午前10時11分)

再開宣告(午前10時12分)

副議長(林 武君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

方川一郎君に発言を許します。

議長(方川一郎君) ただいま、産業厚生常任委員に選任されましたが、議長はその職席上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮いたすとき、一個の委員会に委員として所属することは適当ではな

く、また、行政実例においても、議長については辞任を認めており、さらに、議会運営基準 117 において辞任することができるとしているところであることから、産業厚生常任委員の辞任を願い出るものであります。

よろしく御審議賜わりますようお願いいたします。

日程追加の議決

副議長（林 武君） ただいま方川一郎君から、産業厚生常任委員を辞任したい旨の発言がありました。

お諮りします。

この際、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（林 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 議長の常任委員辞任の件

副議長（林 武君） 追加日程第 1 議長の常任委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、方川一郎君の退場を求めます。

（議長退場）

副議長（林 武君） ただいま、方川一郎君から、議長の職務を行う都合上、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（林 武君） 異議なしと認めます。

したがって、方川一郎議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

方川一郎君の復席を求めます。

（議長復席）

副議長（林 武君） 方川一郎君の発言に関わる審議を終了いたしましたので、議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

休憩宣告（午前 10 時 14 分）

（休憩中に、総務、産業厚生常任委員会は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって、正副委員長との互選を行ってください。委員会条例第 9 条第 1 項の規定によって、議長におい

て総務常任委員会、産業厚生常任委員会を招集します。場所については総務常任委員会は正副議長室、産業厚生常任委員会は委員会室にそれぞれ御参集願います。これをもって通知済みとします。)

再開宣告(午前10時41分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務、産業厚生常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

総務常任委員会は、委員長に大住啓一君、副委員長に篠原義彦君を、次に産業厚生常任委員会は、委員長に山西二三夫君、副委員長に矢部隆之君とそれぞれ決定いたしました。

日程第6 常任委員の選任2

議長(方川一郎君) 日程第6 常任委員の選任2を行います。

広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、次のとおり、指名いたします。

広報広聴常任委員には、林武君、阿保静夫君、高橋利勝君、小笠原良美君、藤田直美君、以上のとおり、指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩宣告(午前10時43分)

(休憩中に広報広聴常任委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において広報広聴常任委員会を招集します。場所については、委員会室とします。直ちに御参集願います。これをもって通知済みといたします。)

再開宣告(午前10時59分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広報広聴常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に小笠原良美君、副委員長に藤田直美君と決定いたしました。

日程第7 議会運営委員の選任

議長(方川一郎君) 日程第7 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、阿保静夫君、高橋利勝君、小笠原良美君、山西二三夫君、大住啓一君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名のとおり決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午前 11 時 00 分）

（休憩中に委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって、正副委員長の互選を行ってください。委員会条例第 9 条第 1 項の規定によって、議長において議会運営委員会を招集します。直ちに委員会室に御参集願います。これをもって通知済みといたします。）

再開宣告（午前 11 時 15 分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長互選の結果についてを報告します。

委員長に高橋利勝君、副委員長に阿保静夫君と決定いたしました。

日程第 8 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第 8 諸般の報告を行います。

報告第 9 号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、報告を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 報告第 9 号、公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明を申し上げます。

本事故は、除雪作業中における除雪車の事故であります。

平成 28 年 3 月 2 日午後 2 時 00 分頃、公用車両、除雪ダンプ、帯広 100 は 973 が、中川郡本別町西美里別 374 番地先路上において、除雪作業中、除雪プラウの接触により電柱を破損したものです。

このことにつきましては、事故後直ちに北海道電力株式会社により電柱の応急処置を行い、電柱の補修工事を完了し、5 月 17 日に示談が成立しており、先の 6 月議会におきまして報告第 7 号として専決処分報告をさせていただいたところであります。

また、この破損した電柱は北海道電力が所有し、東日本電信電話株式会社も利用する共架柱でございます。この度、共用する東日本電信電話株式会社共架部分の補修工事が完了したことなどから損害額が確定し、7 月 12 日に示談が成立しましたので、民法第 695 条の規定に基づき和解し、損害賠償額を定めたことから、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

なお、報告につきましては、和解の相手方、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1、和解の相手であります、住所は札幌市中央区大通西 14 丁目 7 番地、氏名は東日本電信電話株式会社、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金 5 万 5 15 円と定め、本別町が東日本電信電話株式会社北海道事業部に対し、支払うものとする内容でご

ざいます。

なお、この損害賠償額につきましては、全額町村有自動車損害共済金によりまかなわれます。

今後このような事故を起こさないよう、交通安全には十分注意を払い、より一層の安全運行に努めていきたいと思えます。

以上、報告第9号の専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

報告第10号専決処分報告、平成28年度本別町一般会計補正予算（第5回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第10号専決処分報告、平成28年度本別町一般会計補正予算（第5回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

今回の補正は、ただ今報告いたしました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ68億1,890万1,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

2、歳出であります。8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費22節補償補填及び賠償金5万1,000円の補正は、除雪トラックの除雪事故に対して、東日本電信電話株式会社北海道事業部様へ損害賠償金として支払うものであります。

上の段、19款諸収入5項1目7節雑入5万1,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

報告第11号専決処分報告、平成28年度本別町一般会計補正予算（第6回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第11号専決処分報告、平成28年度本別町一般会計補正予算（第6回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万6,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を、歳入歳出それぞれ68億1,906万7,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入であります。16款1項1目寄付金1節総務費寄付金16万6,000円の増額補正は、スポーツ振興基金として、本別町民ゴルフ大会実行委員会実行委員長、〇〇〇様から6万5,000円、次の公共施設等整備基金千円は、本町にお住まいの匿名の方から991円、次の医療保健福祉施設等整備基金10万円は、本別町勇足132番地2にお住まいの〇〇〇〇様からの指定寄付金でございます。

次の歳出であります。寄付者の意向により、基金への積み立てにあてるものでございます。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

次に、監査委員から平成28年5月分及び6月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

日程第9 議案第53号

議長（方川一郎君） 日程第9 議案第53号平成28年度本別町一般会計補正予算（第7回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第53号平成28年度本別町一般会計補正予算（第7回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収納業務不適切処理に関する調査特別委員会設置に伴う経費、子育て支援医療給付事業、強い農業づくり経営体育成支援事業の追加が主な内容であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億2,426万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款1項1目議会費15万6,000円の補正は、収納業務不適切処理に関する調査特別委員会設置によるもので、参考人招致に伴う費用弁償、議会広報紙ページ数及び会議録調整の増によるものであります。

一つ飛びまして、4款衛生費1項保健衛生費2目母子保健費20節扶助費31万8,000円の補正は、子育て支援医療給付事業として、未熟児養育医療給付の対象者が増になっ

たことによるものです。

次の段、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金中、経営体育成支援事業466万9,000円の補正は、事業採択によります、コンバイン1台、カルチベータ1台、トラクター1台購入に対する補助、その下、ヘクタクル等残留対策事業1万8,000円の補正は、かぼちやの出荷前農薬残留分析事業に対して補助をするものであります。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入ですが、上から2段目、13款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金15万8,000円及び次の段、14款道支出金1項道負担金3目衛生費道負担金1節保健衛生費負担金7万9,000円の補正は、歳出で御説明いたしました未熟児養育医療給付に対する負担金であります。

次の段、2項道補助金4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金468万7,000円の増額補正は、歳出で御説明いたしました経営体育成支援事業及びヘクタクル等残留対策事業に対する補助金であります。

以上、平成28年度本別町一般会計補正予算(第7回)の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号平成28年度本別町一般会計補正予算(第7回)について採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号平成28年度本別町一般会計補正予算(第7回)については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第54号

議長(方川一郎君) 日程第10 議案第54号町道下美蘭別道路銀栄橋橋梁架換工事

請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第54号町道下美蘭別道路銀栄橋橋梁架換工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

町道下美蘭別道路銀栄橋橋梁架換工事請負契約の締結にあたりましては、予定価格が5千万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、本別町橋梁長寿命化事業に伴う銀栄橋架換工事で、工事内容は、下部工、逆T式橋台2基、上部工、コンクリート桁、長さ22.6メートル、護岸工、大型連節ブロック、面積855平方メートルを施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は平成28年7月1日に開催し、指名業者は、株式会社本別建設工業、株式会社野田組、株式会社岡崎組、鎌田・ジオックス経常建設共同企業体、井上・千田経常建設共同企業体、鹿島・小川経常建設共同企業体、中前・楠茂経常建設共同企業体の7者を選考いたしました。

平成28年7月6日に指名通知を行い、平成28年7月26日に入札を執行しております。

契約金額は、1億1,048万4,000円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方は、中川郡本別町北3丁目5番地9、株式会社野田組、代表取締役、〇〇〇でございます。

仮契約は、平成28年7月26日に行っております。

工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は平成29年3月21日でございます。

以上、議案第54号町道下美蘭別道路銀栄橋橋梁架換工事請負契約についての提案にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号町道下美蘭別道路銀栄橋橋梁架換工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号町道下美蘭別道路銀栄橋橋梁架換工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第55号

議長(方川一郎君) 日程第11 議案第55号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第55号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約締結にあたりましては、予定価格が5千万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、長寿命化計画に基づく本別町下水道終末処理場における機器の更新工事で、工事内容は、老朽化した汚泥脱水機1台の更新を施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は平成28年7月1日に開催し、指名業者は、株式会社水機テクノス札幌営業所、北海道富士電機株式会社、日立造船株式会社北海道支社、水ing株式会社北海道支社、巴工業株式会社札幌営業所、株式会社日星電機、水道機工株式会社札幌営業所の7者を選考いたしました。

平成28年7月6日に指名通知を行い、平成28年7月26日に入札を執行しております。

契約金額は、9,288万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方は、札幌市中央区北3条西4丁目1番地1、日立造船株式会社北海道支社、支社長、〇〇〇でございます。

仮契約は、平成28年7月26日に行っております。

工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は平成29年3月17日でございます。

以上、議案第55号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約についての提案にかえさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第56号

議長(方川一郎君) 日程第12 議案第56号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第56号北海道市町村総合事務組合同規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村総合事務組合の組織団体に、北空知学校給食組合が既に解散脱退しているため、北海道市町村総合事務組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。

これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約(平成7年3月7日市町村第1973号指令)の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局(34)の項中「(34)」を「(33)」に改め、「、北空知学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、北空知学校給食組合」を削る。

附則。

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第56号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号北海道市町村総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第57号

議長（方川一郎君） 日程第13 議案第57号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

課長（大和田収君） 議案第57号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合の組織団体に、北空知学校給食組合が既に解散脱退しているため、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。

これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「北空知学校給食組合」を削る。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第57号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第14

議長（方川一郎君） 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第15

議長（方川一郎君） 日程第15 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

閉会宣告

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前11時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年8月10日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 小笠原 良 美

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 矢 部 隆 之